

電子申請システム・電子納付申請者用Q&A（屋外広告物・業関係）

2025/4/1

	質問項目	回答・対応策	種別
1	許可申請を紙で提出し、手数料納付のみ電子納付にすることはできますか。	現行のシステムでは電子申請が前提となっているためできません。	00申請手続
2	電子申請及び電子納付の履歴は確認できますか。	電子申請システムの〔申込内容照会〕ページで確認ができます。	00申請手続
3	屋外広告物許可申請手数料・屋外広告業登録申請手数料関係の手数料に関して、令和5年10月1日以降、インボイスの対応は必要でしょうか。	屋外広告物・屋外広告業関係の手数料について、インボイス対応は不要です。インボイスに対応が必要なものは「県が売り手となって事業者に対して消費税の課税取引（資産の譲渡や貸付、役務の提供等）を行う場合」に限られるため、非課税の手数料に関しては対象外となっております。	00申請手続
4	電子納付する場合は領収書が発行されますか。	現行のシステムでは発行されないので、支払い時のインターネットバンキングの取引明細照会やATMの利用明細票で支払い確認をしていただくこととなります。また、電子申請システムの〔申込内容照会〕ページで支払い履歴が確認できます。	01電子納付
5	申請者名義でなく、法人名義で支払い通知が届くようにできますか。	支払い通知（手数料納付依頼）のメールは、システムの仕様で申請者宛てのメールが自動作成されるため、法人名義とすることができません。	03納付額通知
6	電子申請での受付時は副本の送付がありますか	紙の申請書を受け付けないので、副本の返送はありません。電子申請システムから送付される許可番号通知メールをもって許可の確認としてください。	04許可確認
7	納付期限内に支払えない場合は期限の延長ができますか	原則納付期限内にお支払いいただきますが、やむを得ず間に合わない場合は至急窓口担当者（広告物許可は各地域整備部、広告業登録は都市政策課）へご相談ください。納付期限内にご連絡がなく期限を過ぎてしまった場合、システム上の処理ができなくなってしまうので再度申請いただくこととなります。	01電子納付